

川崎市立井田病院ホームページ・広報委員会運営要領

平成 2 7 年 4 月 1 日

2 7 川井病庶第 6 7 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市立井田病院院内委員会要綱に基づき、川崎市立井田病院広報委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、川崎市立井田病院に関する情報を市民等に広報することを目的とする。

(所掌事務)

第 3 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 1 院内報の発行に関すること。
- 2 ホームページの管理・運営に関すること。
- 3 その他ホームページに関すること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、川崎市立井田病院に関する情報の広報に関すること。

(庶務及び書記)

第 4 条 委員会の庶務及び書記は、委員長の指名する職員が行うものとする。

(委任)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市立井田病院広報編集委員会運営要領の廃止)

- 2 川崎市立井田病院広報委員会運営要領（25川井病庶503号）は廃止する。

(川崎市立井田病院ホームページ委員会運営要の廃止)

- 3 川崎市立井田病院ホームページ委員会運営要領（25川井病庶504号）は廃止する。